

患者さん各位

コンタクトレンズにかかる診療費について

1 初診料及び外来診療料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診し方は初診料291点、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は外来診療料76点を算定いたします。

2 コンタクトレンズ検査料

コンタクトレンズを装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料1 200点を算定いたします。

なお、コンタクトレンズ装用のため受診された方でも、厚生労働省が規定した疾患がある場合は、通常の保険点数になります。

【厚生労働省が規定した疾患】

- (1) 新しい疾患の発生の場合
 - (2) 屈折異常以外の疾患の急性憎悪の場合
 - (3) 円錐角膜、角膜変形や高度不正乱視の治療の場合
 - (4) 9歳未満で弱視、斜視、不同視の治療の場合
 - (5) 緑内障や高眼圧症の患者
 - (6) 網膜硝子体疾患や視神経疾患の患者
 - (7) 度数のない治療用コンタクトレンズを装用する患者
 - (8) 眼内の手術前後や角膜移植術前後の患者
- ※上記につき、ご不明な点はお相談ください。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名 馬嶋 一如



眼科診療経験: 厚生労働省の施設基準に定める経験を有しています。